

もう一度《よこしん》で働きませんか？

# 退職者再雇用制度のご案内

横浜信用金庫では、結婚、妊娠、出産、育児、介護、家族の転居、その他の家庭の事情により退職された方を対象に、当金庫正職員として復帰する制度を平成29年4月20日付で制定しました。

## 制度概要

退職時および退職後において、一定の条件を満たす職員を対象に再雇用の申込を受け付け、職員在籍時の職務歴、面接等を総合的に判断し、再雇用を決定します。

## 応募資格

- ①結婚、妊娠、出産、育児、介護、家族の転居等家庭の事情による退職であること。
- ②当金庫での勤続年数が3年以上であること。
- ③退職後の経過年数が10年以内であること。なお、再雇用申出時に当金庫とパートタイマー等正職員以外の雇用契約がある期間は退職後の経過年数に含めない。
- ④心身ともに健康で職員在籍時に長期療養欠勤、休職がないこと。
- ⑤当金庫の営業地域の通勤圏内に居住していること。
- ⑥長期就労が可能であること。

## 再雇用時の処遇

- ①退職後の年数が3年以内の方は、原則退職時の資格を基準とし採用します。
- ②退職後の年数が3年を超える方は、契約職員として再雇用し、期間は1年間とします。また、1年間の雇用契約満了1ヶ月前までに正職員採用の可否を決定します。

## 応募方法

職場復帰にあたっては、所定の書類を提出いただいた後に面接等を実施します。希望される元職員の方は、下記お問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。また、本制度は、制定前に退職された方も対象となります。ご応募をお待ちしております。

お問い合わせ先  
横浜信用金庫 人事部  
TEL 045-680-6916 (直通)

